



【第 62 回】 2013 年 11 月 28 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

## 動き出した新たな私的年金創設構想

### 実現の成否は年金税制の仕組みにあり

税制優遇付きの私的年金制度(日本版IRA)の検討が始まった。わが国金融資産 1600 兆円の活性化を通じ日本経済の成長を促す狙いだ。検討の「きも」は税制である。1 階、2 階の公的年金だけでなく、3 階、4 階部分の私的年金(企業年金・個人年金)税制についてもあるべき姿(グランドデザイン)を描きながら、スピード感を持って検討、導入してほしい。

11 月 9 日付日経朝刊は、一面トップで、「非課税の私的年金創設 金融分野で成長戦略 貯蓄から投資促す」と題する記事を掲載した。

金融庁・財務省共同で立ち上げる「金融・資本市場活性化有識者会合」(座長は伊藤隆俊東大教授)の議論を先取りした記事で、以下の内容である。

「米国で残高が 5 兆ドル(約 500 兆円)規模に達した個人退職勘定(IRA)を日本でも創設し、個人による株式や投資信託の購入を促す。IRAは一定の年齢まで個人が資金を積み立て、運用で得た利益を老後に受け取る制度」で、「金融庁の構想では、20 歳以上 65 歳未満の個人が年間 120 万円程度の上限を設けて非課税にする。」

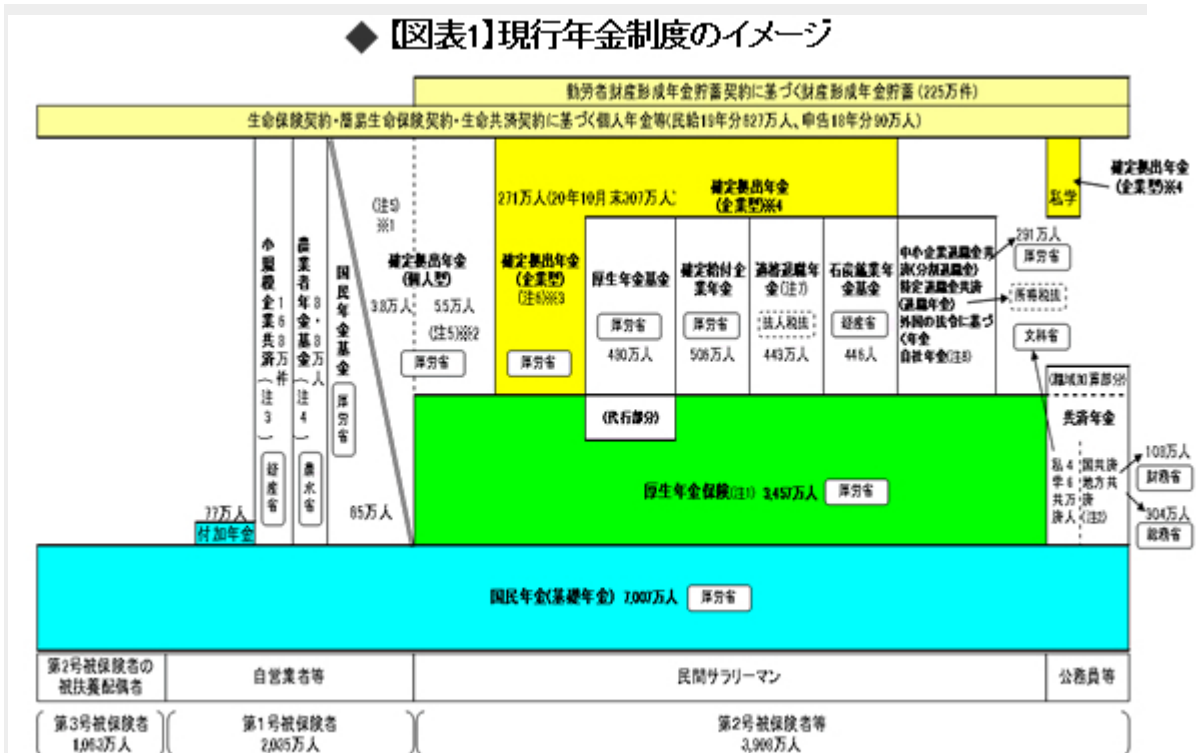
実際、有識者会合は 11 月 11 日に第 1 回会合を開催し、年内に報告書を取りまとめる予定であると金融庁のホームページに明記されている。

筆者は、本連載第 28 回の「個人の自助努力を支援する 私的年金 = 日本版IRA創設のススメ」で、この構想を取り上げたことがある。今後アベノミクス成長戦略として検討が始まるこの機会に、もう一度筆者の提案する日本版IRAの内容、趣旨、課題を整理してみたい。

筆者の提案する日本版IRAは「(例えば)年間 120 万円という拠出額限度を設け個人が積み立て、一定年齢(例えば 60 歳)以降に引き出す場合には、運用益を含めて非課税とする」制度である。金融商品間の中立性を確保する観点から、預貯金、株式、株式投資信託等幅広い投資を認め、その中では損益通算も認める。

## 日本版IRA創設の意義

このような制度を今日わが国に新たに作る意義としては次の 3 つが考えられる(我が国の公的・私的年金仕組みについては、図表 1 を参照。簡単に言うと年金は 4 階建ての構造になっている)。



(注)金融税制研究会作成参照

青色部分の基礎年金が1階、緑色の厚生年金が2階、その上に乗る厚生年金基金、確定拠出年金などの企業年

金が3階、さらにその上に、個人年金等の4階が乗る構造になっている。3階と4階を私的年金と総称することもある。

[拡大画像表示](#)

第1に、年金のあり方としての意義である。現行の企業年金(3階)を見ると、主な所轄官庁は厚労省だが、それ以外にも農水省、経産省と縦割りになっており税制もパッチワークで整合性は取れていない。企業年金を充実させるはずであった厚生年金基金は、積み立て不足などで廃止・縮小の方向にある。

企業負担を軽減するとともに企業倒産リスクから隔離するため、確定給付型から確定拠出型(401k)に移行しつつあるものの、依然、ポータビリティ(制度間の資産の移管可能性)の問題、企業規模や雇用形態の違いによる不公平の問題などが山積している。また、個人型確定拠出年金制度(個人型401k)はほとんど普及していない。

加えて1階2階の公的年金制度は、現役世代が老後世代を支えるという賦課制度のもとで、世代間の不公平をますます拡大しつつあり、未納の問題など年金制度の根本を揺るがしている。

このような問題を抱えている中で、世代間、雇用者間、企業規模間での不公平の緩和に役立ち、誰もが加入できる私的年金制度を整備することの重要性、緊急性は高い。

第2に財源論である。消費税率を10%に引き上げてもプライマリーバランスの黒字化には未だ十数兆円のギャップを埋める必要がある。そのためには、社会保障経費を効率化していくことが最大の課題となり、そのターゲットの一つは年金制度に手をつけることだ。

欧米では、21世紀に入ったところで、公的年金への税金投入をやめ、「自助努力」の支援に政策転換したが、わが国では依然1階2階の公的年金にどこまで税金を投入するのかといった議論の呪縛から離れられないでいる。

第3に、経済活性化対策である。日本には1600兆円の個人金融資産があり、そのほとんどが預金や国債に向けられているが、米国の事例のように、I

IRAに制度移行することで、これを株式投資信託などを通じたリスクマネーに向ける起爆剤とすることができる。さらに金融所得の一体課税を組み込めば、利子・配当・株式譲渡損益の損益通算によるリスクテイク能力の拡大が可能になる。

## ■ 年金に対する課税の考え方

ではなぜこれまで日本版IRAは議論されなかったのか。

ズバリそれは、税制の問題があるからである。冒頭のべたように、非課税貯蓄という税制優遇がつくことから、税制当局としては慎重にならざるを得ず、それに対抗するだけの世論がなかったということである。

年金税制は、(1)拠出時、(2)運用時、(3)給付時、の3つの段階で課税の有無を見ていく必要がある。一般に年金税制には、拠出時に課税(Tax T)し運用時・給付時に非課税(Exempted E)とするTEE方式と、給付時・運用時で非課税とし給付時に課税するEET方式という、2つの制度がある。

参考にすべき米国の個人年金であるIRAには、通常型IRAとRoth IRAの2種類があり、前者がEET方式、後者がTEE方式となっている。この2つは異なっているように見えるが、理論的な最終受取金額は同じである。

一方、わが国の年金税制は、入り口では社会保険料控除、出口では公的年金等控除があり、拠出時も運用時も給付時も課税が免除(給付時は事実上)されている。欧米はどの国でも拠出と給付の必ずいずれかで課税しているのに対し、世界に類を見ないEEE方式となっているのだ。この辺りの比較の詳細は、[連載 28 回](#)を参照いただきたい。

そこで、新たに私的年金制度を創設するに当たっては、EET型か、TEE型かどちらかの年金税制にすることが現実的である。このことは、現行の企業年金に比べて税制優遇の度合いを引き下げることになるが、拠出時、給付時どちらかで税制優遇があるので、通常の積立預金とは比べ物にならない優遇となる(図参照)。

◆【図表2】IRA型、Roth IRAの税引後手取り額の比較

	拠出額	拠出時の納税額	10年後の元本+運用益	10年間の納税額	10年後の税引後手取り額
① IRA型	100	非課税		33	130
② Roth IRA	80	20		非課税	130
③ 得課税	80	20	126	8	118

(注1) 拠出前の所得100、利回り5%、税率20%と仮定する。

(注2) IRA(Individual Retirement Arrangement)は、米国の個人退職年金制度で、拠出時非課税、運用時非課税、引き出し時課税の通常のIRA型と、税引後所得から拠出し、引き出し時に非課税となるRoth IRA型がある。

(注3) 所得を課税ベースとする所得課税の場合、毎年の運用益に対して課税される。

## 日本ではTEE型が適している

では、わが国にIRAを導入する場合、EET型とTEE型のどちらがよいのだろうか。

それぞれメリット・デメリットがあるが、筆者はTEE方式の方が現実には合っていると考える。なぜなら、税引き後所得の中から拠出するので拠出額のコントロールが容易だからである。加えて、最初に課税することで納税者も税務当局も安心感がある。繰り返すが、どちらにしても受け取り金額は変わらない。

また、来年から開始される少額投資非課税制度(NISA)も、拠出時課税のTEE型なので、将来的な統合も容易である。

一方EET型にする場合、新たに私的年金所得控除を設ける必要があるが、これは現役世代の高所得者ほど有利になるという問題がある。さらに、給付時

課税は年金受給者から反発を招き、結局給付時も非課税にという要求にさらされる可能性がある。

そこで、米国の Roth IRA を参考に、誰でも加入できる TEE 方式の個人年金（日本版 IRA）を「4 階」部分として導入すればよいと考える。税制優遇をつける根拠として、60 歳までの引き出し制限が必要だ。

合わせて、現行制度の「3 階」部分に相当する年金は、企業型 401k 等も含めて、非課税で移管できるような措置も作り、将来的には企業年金・個人年金を私的年金として統合していくことを考えてはどうか。大きな絵（グランドデザイン）を描きながらの検討が必要ということだ。

このような日本版 IRA は、企業倒産による問題やポータビリティの問題を解消し、企業間や雇用形態間の不公平もなくなる。老後の生活の糧を自助努力で積み立てる個人を税制でインセンティブを与えることは、アベノミクス の思想とも整合的であろう。

第 3 の矢（成長戦略）が飛ばない、という内外からの批判にこたえることにもなるので、早急に報告書をまとめ、具体的な議論に入るべきだ。